

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月16日

【四半期会計期間】 第160期第1四半期  
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

【英訳名】 Columbia Music Entertainment, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長  
兼最高執行責任者 原 康 晴

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6895)9001(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 滝 田 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6895)9001(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 滝 田 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第159期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第160期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第159期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	4,118	3,879	18,142
経常利益又は損失( ) (百万円)	210	162	301
四半期(当期)純利益 又は純損失( ) (百万円)	193	175	569
純資産額 (百万円)	698	1,589	1,452
総資産額 (百万円)	8,656	7,867	8,921
1株当たり純資産額 (円)	34.47	29.13	30.04
1株当たり四半期 (当期)純利益 又は純損失( ) (円)	0.72	0.65	2.11
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)		0.65	
自己資本比率 (%)	7.1	19.3	15.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	236	66	1,886
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	189	107	456
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	24	25	601
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	1,379	2,456	2,658
従業員数 (名)	381	374	363

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 1株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額(1株につき65円65銭)及び累積未払配当金相当額を控除して算定しております。

4 第159期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

5 第159期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	374
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	309
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

開示対象となる生産実績はありませんので、記載を省略しております。

#### (2) 受注実績

当社グループは見込生産を主体としており、受注状況は記載しておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。  
なお、総販売実績の10%以上を占める販売顧客に該当するものではありません。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
市販/配信	2,479	
特販/通販	549	
その他	850	
合計	3,879	

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

レコード共同原盤契約(提出会社)

下記相手先と共同にて原盤を制作し、ディスクおよびミュージックテープ等の複製販売をし、対価としてのロイヤルティを支払っております。

(株)ソニー・ミュージックアーティスツ

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の連結売上高は、38億7千9百万円（前年同四半期に比べ5.8%減）となりました。これは主に、J-POP作品を中心とする配信の売上は増加いたしましたが、市販の大型作品が前年同四半期に比べ少なかったことに加え、製造販売受託事業の売上が減少したためです。

損益につきましては、配信および特販事業の売上が増加したことならびに報酬、給与の削減および退職給付費用の減少により、営業利益は1億6千7百万円（前年同四半期は1億9千8百万円の営業損失）となりました。第1四半期に利益を計上するのは、平成17年3月期決算から始まりました四半期決算の開示以来初めてとなります。また、経常利益は1億6千2百万円（前年同四半期は2億1千万円の経常損失）、四半期純利益は1億7千5百万円（前年同四半期は1億9千3百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績の概況は、次のとおりであります。なお、平成22年3月期まではミュージック制作事業の単一セグメントでしたが、当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しセグメントの区分を変更しております。

##### 市販 / 配信部門

売上高につきましては、演歌・歌謡曲作品、教育作品の売上は増加したものの、J-POP作品、アニメ作品の売上が減少したため、部門合計では減少しております。J-POP作品につきましては、大型作品が少ないため売上は減少したものの、配信が好調であったため、利益は増加しています。主な作品といたしましては、デビュー11年目となる「氷川きよし」のアルバム“氷川きよし演歌名曲コレクション12～三味線旅がらす～”、シングル“三味線旅がらす”をはじめ、前期に引き続きご好評をいただいております「木村カエラ」初のベストアルバム“5years”、オリコン初登場第1位を獲得したシングル“Ring a Ding Dong”、現在500万DLを超えているCMタイアップ曲“Butterfly”、「clammbon」のアルバム“2010”、「松山千春」のアルバム“ずうっと一緒”、“THE IDOLM@STER”シリーズ、“天装戦隊ゴセイジャー”シリーズなどの自社制作作品が好調な売れ行きとなり、売上に貢献いたしました。この結果、売上高は、24億7千9百万円、営業利益は3億6千2百万円となりました。

##### 特販 / 通販部門

“ひばりカバーソングコレクション”、“演歌の花道”などの通販会社向けの作品が順調に売上を伸ばしており、加えて音源使用にかかる企業向け取引についても増加いたしました。この結果、売上高は、5億4千9百万円、営業利益は2億5千4百万円となりました。

当社グループは、不採算事業を整理し、利益を計上できる体質にすることを最大の経営課題にしており、黒字化のために、得意分野、成長分野への経営資源の集中、人員規模の適正化および役員、社員の報酬、給与カットなどの施策を継続して実施してまいります。さらに、フェイス・グループの一員として戦略的パートナーシップを構築することにより、様々な音楽関連サービスを充実させ、グループ間の事業シナジーの実現に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

当社は、平成22年10月1日に創立100周年を迎えます。これまでコロムビアグループを支えていただきました全ての方々へ心からお礼申し上げます。また、100周年を機に、長年にわたり皆様にご愛顧いただきました「日本コロムビア株式会社」に商号を変更いたします。次の100年に向け、音楽制作の原点に立ち返り、役員、社員一同、なお一層社業に邁進してまいります。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して10億5千3百万円減少し78億6千7百万円となりました。

主な増減としては、資産の部では、現金及び預金が3億4千3百万円、受取手形及び売掛金が期末売上債権の回収により7億1千7百万円減少しております。負債の部では、支払手形及び買掛金が1億2千2百万円、未払金が3億3千万円、未払費用が6億2千1百万円減少しました。また、純資産は、四半期純利益の計上により15億8千9百万円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動の結果、減少した資金は6千6百万円(前年同四半期は2億3千6百万円の資金の減少)となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益1億8千7百万円、売上債権の減少額7億1千1百万円、仕入債務の減少額1億2千1百万円、未払金の減少額2億5千4百万円及び未払費用の減少額6億1千1百万円などによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動の結果、減少した資金は1億7百万円(前年同四半期は1億8千9百万円の資金の減少)となりました。これは主として、長期前払費用の取得による支出5千万円などによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動の結果、減少した資金は2千5百万円(前年同四半期は2千4百万円の資金の減少)となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2億1百万円減少(前年同四半期は4億5千2百万円の減少)し、24億5千6百万円(前第1四半期連結会計期間末は13億7千9百万円)となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	369,000,000
A種優先株式	93,000,000
計	462,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	168,562,177	185,510,651	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数：1,000株
A種優先株式	92,308,000	76,924,000		(注) 単元株式数：1,000株
計	260,870,177	262,434,651		

(注) A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

#### 1 優先配当金及びその上限額

(1) 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載のA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株につき1円95銭を上限としてA種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額（但し、本規定に従い、優先期末配当金の額が調整された場合には、調整後の金額とする、以下「優先期末配当金」という。）を支払う。後記2に規定される累積未払配当金がある場合には、累積未払配当金を優先して支払う。

(2) 当社は、当該事業年度中に設けられた基準日により、後記1(3)に規定する期中配当に関する決議がなされた場合においては、前記1(1)に規定する優先期末配当金からかかる優先期中配当金（後記1(3)に規定する。）の総額を控除した額の金銭を優先期末配当金として支払う。但し、各期中配当の基準日の翌日から当該事業年度最終の日までの間に、後記6の規定により優先期末配当金が調整された場合に控除すべき優先期中配当金の総額は、次式によって調整された後の優先期中配当金の総額とする。

$$\text{調整後優先期中配当金} = \text{調整前優先期中配当金} \times \frac{\text{当該事業年度最終の日における優先期末配当金の額}}{\text{各期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}$$

(3) 当社は、事業年度最終の日以外を基準日とする配当（以下「期中配当」という。）を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき次式によって算定された額の金銭（円位未満小数第3位以下は切り捨てるものとする、以下「優先期中配当金」という。）を支払う。但し、前記1(1)に基づき、直前の事業年度に関してA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払われるべき優先期末配当金の全部の配当に関する決議がなされない限り、当社は期中配当を行うことができない。

$$\text{優先期中配当金} = \text{優先期末配当金} \times \frac{\text{当該事業年度の経過月数}}{12} \quad (\text{当該期中配当の基準日を含む月を算入する。})$$



- (4) 前記1(3)の規定にかかわらず、当該期中配当の基準日を含む事業年度中の日を基準日とする期中配当に関する決議が既になされた場合においては、当社は、前記1(3)の規定に従い算出された優先期中配当金から、既に決議された期中配当にかかる優先期中配当金の総額を控除した額の金銭を支払う。但し、既に行われた各期中配当の基準日の翌日から当該期中配当の基準日までの間に、後記6の規定により優先期末配当金が調整された場合に控除すべき優先期中配当金の総額は、次式によって調整された後の優先期中配当金の総額とする。

$$\text{調整後優先期中配当金} = \text{調整前優先期中配当金} \times \frac{\text{当該期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}{\text{各期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}$$

- (5) 優先期末配当金及び優先期中配当金は、A種優先株式発行後2年以内に開始する事業年度（以下「優先配当事業年度」という。）に関してのみ支払うものとし、最終優先配当事業年度の翌事業年度以降については支払わない。但し、当社は、後記2に基づく累積未払配当金を、優先配当事業年度及びそれ以降に到来する事業年度の剰余金の配当として支払うことができ、最終優先配当事業年度の翌事業年度以降について、さらに、その剰余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。

## 2 累積条項

当社は、前記1(1)に基づき、優先配当事業年度に関してA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払われるべき優先期末配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する（以下その不足額を「累積未払配当金」という。）。当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、累積未払配当金を支払う。

## 3 参加条項

当社は、優先配当事業年度に関し、優先期末配当金が支払われた後に剰余から剰余金の配当を行うときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該優先期末配当金と同額に至るまで剰余金の配当を行うことができ、さらに剰余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。また、当社は、優先期中配当金が支払われた後に、普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該優先期中配当金と同額に至るまで、期中配当として剰余金の配当を行うことができ、同一の基準日により期中配当としてさらに剰余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。

## 4 剰余財産の分配

- (1) 当社は、剰余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、1株につき65円65銭及び累積未払配当金相当額を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。但し、1株につき65円65銭の金額は、後記6(1)ないし(8)の事由が生じたときは、後記6(1)ないし(8)を準用して調整する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前記4(1)のほか剰余財産の分配を行わない。

## 5 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

## 6 株式の分割又は併合、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに、同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を付与するときは、普通株主には普通株式の募集株式の割当てを受ける権利又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはその所有するA種優先株式と同一種類のA種優先株式（以下「本優先株式」という。）の募集株式の割当てを受ける権利又はかかるA種優先株式を目的とする新株予約権（以下「本優先新株予約権」という。）の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で付与することあるいは普通株主とA種優先株主の双方に普通株式の募集株式の割当てを受ける権利又は普通株式を目的とする募集新株予約権の割当てを受ける権利を同時に同一割合で付与することによりこれを行う。
- (3) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主には本優先株式又は本優先新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で行う。
- (4) 株式の分割が行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{優先期末配当金}} \times \frac{\text{株式の分割による増加優先株式数}}{\text{株式の分割後の優先株式数}}$$

- (5) 株式の併合が行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{優先期末配当金}} \times \frac{\text{株式の併合による減少優先株式数}}{\text{株式の併合後の優先株式数}}$$

- (6) A種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利を付与して本優先株式の発行若しくは処分が行われたとき又は株式無償割当てが行われたときは、A種優先株式に対する優先期末配当金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。なお、A種優先株式の時価は、適正な価額を取締役会が定める。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金} \times \text{新規発行又は処分された本優先株式数} \times \frac{\text{優先株式時価} - \text{新規発行又は処分された本優先株式払込価額}}{\text{優先株式時価}}}{\text{既発行の優先株式数(自己株式を除く。)} + \text{新規発行又は処分された本優先株式数}}$$

- (7) A種優先株主に本新株予約権の割当てを受ける権利を付与して本新株予約権が発行若しくは処分されたとき又は新株予約権無償割当てが行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金} \times \text{発行又は処分された本新株予約権の行使による増加優先株式数} \times \frac{\text{優先株式時価} - \text{本新株予約権の行使価額}}{\text{優先株式時価}}}{\text{既発行の優先株式数(自己株式を除く。)} + \text{発行又は処分された本新株予約権の行使による増加優先株式数}}$$

- (8) 前記6(4)ないし(7)における調整額の算定については、円位未満小数第3位以下は切り捨てる。

#### 7 A種優先株式の取得

当社は、法令の定めに従い、A種優先株主との合意により、いつでもA種優先株式を取得することができる。

#### 8 A種優先株式の取得と引換えにする普通株式の交付の請求

A種優先株主は、以下に定める取得請求をし得べき期間中、以下に定める取得の条件により、当社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

##### (1) 取得の条件

当初取得価額

取得価額は、当初は65円とする。

平成14年7月23日付で取得価額を調整し、調整後取得価額は59円となっている。

取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式発行後2年以内に到来する毎月最初の東京証券取引所の取引日（以下「修正日」という。）に、次のうちのいずれか低い方の価格に修正される。

ア) 修正日直前における取得価額

イ) 修正日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）

取得価額の調整

ア) A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left( \frac{\text{既発行の普通株式数(自己株式を除く。)} + \text{新規発行又は処分された普通株式数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right) \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行の普通株式数(自己株式を除く。)} + \text{新規発行又は処分された普通株式数}}$$

- (a) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る払込金額をもって普通株式の発行等（無償割当てを含む。）を行う場合、調整後の取得価額は、払込期日の翌日又は払込期間の最終日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (c) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる証券を発行する場合、調整後の取得価額は、その証券の発行日に、また、募集のための株主割当ての基準日がある場合はその日の終りに、発行される証券の総額が取得されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は株主割当ての基準日の翌日以降、これを適用する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合、調整後の取得価額は、新株予約権の発行の日の終りに、その証券に付与された当社の普通株式の交付を請求できる権利の全部が行使されたものとみなし、その払込（無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、これを適用する。
- イ) 前記ア)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、同一の事業年度中の日を基準日とする優先期末配当金相当額を超える配当、時価を超える価格での普通株式の有償取得又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額に調整される。
- ウ) 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当ての基準日がある場合はその日、また、株主割当ての基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日の1か月前の日（但し、株式分割を行う場合には、株式の分割に係る基準日）における当社の発行済の普通株式数とする。
- エ) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価は、調整後の取得価額を適用する日（但し、前記ア)（b）但し書に示される株式の分割を行う場合は株式の分割に係る基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- オ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
- 取得と引換えに交付すべき普通株式数
- A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は次のとおりとする。
- $$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得と引換えにする普通株式の交付請求のために提供するA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$
- 取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 取得と引換えに交付する株式  
当社普通株式とする。
- (2) 取得請求をし得べき期間  
平成13年10月3日から平成25年10月2日までとする。
- 9 A種優先株式の一斉取得と引換えにする普通株式の交付  
取得請求し得べき期間中に取得請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における前記8の取得価額で除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
- 10 種類株主総会の決議  
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはない。

## (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

## (第1回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)・取締役会決議日(平成14年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	140円(注)2
新株予約権の行使期間	平成14年6月27日から 平成24年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 140円 資本組入額 70円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第2回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)・取締役会決議日(平成15年1月14日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	95円(注)2
新株予約権の行使期間	平成15年1月14日から 平成25年1月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 95円 資本組入額 48円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第4回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成15年7月31日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	30個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株
新株予約権の行使時の払込金額	105円(注)2
新株予約権の行使期間	平成15年7月31日から 平成25年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 105円 資本組入額 53円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第6回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成15年12月19日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	750個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	750,000株
新株予約権の行使時の払込金額	101円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成25年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 101円 資本組入額 51円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第7回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成16年3月3日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	115円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年3月3日から 平成26年3月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 115円 資本組入額 58円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第8回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成16年5月19日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	100個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	111円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年5月19日から 平成26年5月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 111円 資本組入額 56円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第9回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)・取締役会決議日(平成16年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	180個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	180,000株
新株予約権の行使時の払込金額	119円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日から 平成26年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 119円 資本組入額 60円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第10回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)・取締役会決議日(平成17年3月31日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	120個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	120,000株
新株予約権の行使時の払込金額	107円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 107円 資本組入額 54円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第11回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成17年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	240個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	240,000株
新株予約権の行使時の払込金額	110円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 110円 資本組入額 55円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第12回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成17年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	100個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 100円 資本組入額 50円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5



## (第13回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成18年3月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	450個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	450,000株
新株予約権の行使時の払込金額	144円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年3月30日から 平成28年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 144円 資本組入額 72円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第14回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成18年4月26日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	90個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株
新株予約権の行使時の払込金額	150円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成28年4月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 150円 資本組入額 75円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第15回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成18年4月26日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	200個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株
新株予約権の行使時の払込金額	157円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月2日から 平成27年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 157円 資本組入額 79円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

## (第16回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日)・取締役会決議日(平成18年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	20個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株
新株予約権の行使時の払込金額	122円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 122円 資本組入額 61円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第17回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日)・取締役会決議日(平成19年5月15日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	850個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	850,000株
新株予約権の行使時の払込金額	107円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月15日から 平成29年5月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 107円 資本組入額 54円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第18回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日)・取締役会決議日(平成19年5月15日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	410個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	410,000株
新株予約権の行使時の払込金額	111円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年5月16日から 平成28年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 111円 資本組入額 56円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第20回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成19年6月29日)・取締役会決議日(平成20年2月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	100個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	65円(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月28日から 平成30年2月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 65円 資本組入額 33円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第21回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成20年6月25日)・取締役会決議日(平成20年6月25日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	74円(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成30年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 74円 資本組入額 37円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

## (第22回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成21年6月24日)・取締役会決議日(平成21年6月24日)	
第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
新株予約権の数	570個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	570,000株
新株予約権の行使時の払込金額	38円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成31年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 38円 資本組入額 19円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的たる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、1株当たりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。但し、第15回、第18回新株予約権については、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整できるものとしします。

- 3 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとしします。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができます。
- (2) その他の詳細や制限等は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社及び被割当事者間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによるものとしします。

- 4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとしします。

- 5 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換または当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合には、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されることがあります。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとしします。

- (a) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の同種の株式

- (b) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。  
調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てます。

- (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。  
調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

- (d) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等  
 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めます。
- (e) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要します。

当社は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成14年1月30日)・取締役会決議日(平成14年1月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,250,000株
新株予約権の行使時の払込金額	98円(注)1
新株予約権の行使期間	平成14年2月6日から 平成24年1月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 98円 資本組入額 49円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を実施した場合は、行使価額を以下の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 2 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 付与対象者が正当な理由なく解任された場合、未行使分については、期日前であっても直ちに行使可能になります。正当な理由により解任された場合または辞任・退職・退任した場合は、行使可能となっていない新株予約権については行使する権利を喪失します。
  - (2) 当社が他社との合併または株式交換もしくは株式移転を実施し、あるいはその他行使条件の調整を要する事由が生じた場合は、当社は合理的な範囲内でこれらの調整を行うほか、権利の行使を制限し、または未行使分を取り消すことができます。
  - (3) その他細目については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「付与契約」に定めるところによります。
- 3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。死亡により付与契約が終了した場合は、契約に従い、当該付与対象者の相続人が新株予約権を相続することができます。
- 4 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換または当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合には、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうることがあります。
- この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとします。
- (a) 新株予約権の目的である株式  
 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の同種の株式

- (b) 新株予約権の目的である株式の数  
合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。  
調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てます。
- (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）  
合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。  
調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
- (d) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等  
吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めます。
- (e) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月30日		260,870		1,000,000		

(注) 平成22年7月7日付で、株式会社日立製作所よりその保有する全A種優先株式についての取得請求があり、当社はA種優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を行いました。これに伴い発行済株式総数が1,564,474株増加しております。

(6) 【大株主の状況】

前事業年度末現在主要株主であった株式会社日立製作所は、平成22年5月12日付で主要株主ではなくなりました。

当第1四半期会計期間において株式会社日立製作所から大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり（報告義務発生日 平成22年5月6日、平成22年5月14日、平成22年5月25日、平成22年6月7日および平成22年6月28日）、平成22年6月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期末における実質所有株式数の確認ができておりません。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	16,609	6.37

当第1四半期会計期間末日以降四半期報告書提出日までに、株式会社日立製作所から大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり（報告義務発生日 平成22年7月13日）、平成22年7月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	16,948	6.46





## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

## 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 222,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 167,864,000	167,864	同上
	A種優先株式 92,308,000	92,308	(注)2
単元未満株式	普通株式 476,177 (注)1		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	260,870,177		
総株主の議決権		260,172	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 1株が含まれております。

2 A種優先株式の内容については、「第4〔提出会社の状況〕1〔株式等の状況〕(1)〔株式の総数等〕〔発行済株式〕」の注記に記載のとおりであります。

## 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) コロムビアミュージック エンタテインメント株式 会社	東京都港区虎ノ門四丁目 1番40号	222,000		222,000	0.09
計		222,000		222,000	0.09

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

## 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	57	53	46
最低(円)	32	39	32

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## A種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、ありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,658	3,002
受取手形及び売掛金	2 2,109	2 2,827
商品及び製品	363	364
仕掛品	499	478
原材料及び貯蔵品	55	71
繰延税金資産	80	80
前渡金	311	200
前払費用	247	288
その他	72	95
貸倒引当金	12	16
流動資産合計	6,386	7,390
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	343	357
機械装置及び運搬具(純額)	41	43
工具、器具及び備品(純額)	122	121
土地	0	0
リース資産(純額)	19	22
有形固定資産合計	1 528	1 546
無形固定資産		
その他	492	534
無形固定資産合計	492	534
投資その他の資産		
投資有価証券	48	48
繰延税金資産	6	6
長期前払費用	24	20
長期未収入金	373	362
その他	534	528
貸倒引当金	527	515
投資その他の資産合計	459	450
固定資産合計	1,480	1,530
資産合計	7,867	8,921

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	976	1,098
短期借入金	2 500	2 500
リース債務	34	34
未払法人税等	15	34
返品調整引当金	181	308
未払金	605	936
未払費用	1,828	2,449
その他	562	581
流動負債合計	4,704	5,943
固定負債		
リース債務	64	73
退職給付引当金	1,291	1,215
その他	216	236
固定負債合計	1,572	1,524
負債合計	6,277	7,468
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	2,187	2,187
利益剰余金	1,414	1,589
自己株式	23	23
株主資本合計	1,749	1,574
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
為替換算調整勘定	233	211
評価・換算差額等合計	234	211
新株予約権	74	90
純資産合計	1,589	1,452
負債純資産合計	7,867	8,921

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	4,118	3,879
売上原価	2,480	2,239
売上総利益	1,637	1,640
販売費及び一般管理費		
販売費	1 773	1 579
一般管理費	2 1,062	2 894
販売費及び一般管理費合計	1,835	1,473
営業利益又は営業損失( )	198	167
営業外収益		
受取利息	2	0
受取配当金	0	0
受取手数料	-	3
その他	5	0
営業外収益合計	8	4
営業外費用		
支払利息	6	2
構造改革関連費用	10	6
その他	2	0
営業外費用合計	20	9
経常利益又は経常損失( )	210	162
特別利益		
新株予約権戻入益	-	19
貸倒引当金戻入額	17	-
その他	-	6
特別利益合計	17	25
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	192	187
法人税、住民税及び事業税	8	11
法人税等調整額	7	0
法人税等合計	1	11
少数株主損益調整前四半期純利益	-	175
四半期純利益又は四半期純損失( )	193	175

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	192	187
減価償却費	61	66
のれん償却額	12	-
長期前払費用償却額	11	18
貸倒引当金の増減額( は減少)	17	6
退職給付引当金の増減額( は減少)	21	75
受取利息及び受取配当金	3	0
支払利息	6	2
売上債権の増減額( は増加)	278	711
たな卸資産の増減額( は増加)	38	18
仕入債務の増減額( は減少)	210	121
未払金の増減額( は減少)	163	254
未払費用の増減額( は減少)	131	611
その他	86	106
小計	200	45
利息及び配当金の受取額	3	0
利息の支払額	6	2
法人税等の支払額	32	18
営業活動によるキャッシュ・フロー	236	66
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期投資の増加による支出	98	13
有形固定資産の取得による支出	0	1
無形固定資産の取得による支出	4	3
投資有価証券の取得による支出	0	0
投資有価証券の売却による収入	-	3
長期前払費用の取得による支出	66	50
貸付金の回収による収入	42	2
その他	60	70
投資活動によるキャッシュ・フロー	189	107
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	-	500
短期借入金の返済による支出	-	500
リース債務の返済による支出	7	7
その他	17	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	24	25
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	1
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	452	201
現金及び現金同等物の期首残高	1,831	2,658
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,379	2,456

## 【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、賃貸借契約に基づき使用する本社事務所については、退去時における原状回復義務が免除される可能性が高いため資産除去債務を計上しておりません。また、賃貸借契約に基づき使用する本社事務所以外の事務所については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。</p>

## 【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>(四半期連結貸借対照表関係)</p> <p>1 前第1四半期連結会計期間において独立掲記しておりました「長期貸付金」(当第1四半期連結会計期間300万円)については、金額に重要性がなくなったため、当第1四半期連結会計期間においては投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2 前第1四半期連結会計期間において独立掲記しておりました「長期未払金」(当第1四半期連結会計期間320万円)については、金額に重要性がなくなったため、当第1四半期連結会計期間においては固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>



## 【注記事項】

## (四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 909百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 884百万円
2 担保資産 金融機関からの短期借入金500百万円に対し、受取手形及び売掛金1,167百万円を担保として差し入れております。	2 担保資産 金融機関からの短期借入金500百万円に対し、受取手形及び売掛金1,606百万円を担保として差し入れております。

## (四半期連結損益計算書関係)

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																						
1 販売費の主な内訳は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>335百万円</td></tr> <tr><td>運賃荷造費</td><td>152 "</td></tr> <tr><td>販売増進費</td><td>283 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0 "</td></tr> <tr><td>計</td><td>773百万円</td></tr> </table>	広告宣伝費	335百万円	運賃荷造費	152 "	販売増進費	283 "	その他	0 "	計	773百万円	1 販売費の主な内訳は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>206百万円</td></tr> <tr><td>運賃荷造費</td><td>122 "</td></tr> <tr><td>販売増進費</td><td>241 "</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>7 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1 "</td></tr> <tr><td>計</td><td>579百万円</td></tr> </table>	広告宣伝費	206百万円	運賃荷造費	122 "	販売増進費	241 "	貸倒引当金繰入額	7 "	その他	1 "	計	579百万円
広告宣伝費	335百万円																						
運賃荷造費	152 "																						
販売増進費	283 "																						
その他	0 "																						
計	773百万円																						
広告宣伝費	206百万円																						
運賃荷造費	122 "																						
販売増進費	241 "																						
貸倒引当金繰入額	7 "																						
その他	1 "																						
計	579百万円																						
2 一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr><td>従業員給与・手当</td><td>437百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>139 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td>485 "</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,062百万円</td></tr> </table>	従業員給与・手当	437百万円	退職給付費用	139 "	その他	485 "	計	1,062百万円	2 一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr><td>従業員給与・手当</td><td>427百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>80 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td>386 "</td></tr> <tr><td>計</td><td>894百万円</td></tr> </table>	従業員給与・手当	427百万円	退職給付費用	80 "	その他	386 "	計	894百万円						
従業員給与・手当	437百万円																						
退職給付費用	139 "																						
その他	485 "																						
計	1,062百万円																						
従業員給与・手当	427百万円																						
退職給付費用	80 "																						
その他	386 "																						
計	894百万円																						

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)												
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <table border="0"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>1,747百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>367 "</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>1,379百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	1,747百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	367 "	現金及び現金同等物	1,379百万円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <table border="0"> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>2,658百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>202 "</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>2,456百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	2,658百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	202 "	現金及び現金同等物	2,456百万円
現金及び預金勘定	1,747百万円												
預入期間が3か月を超える定期預金	367 "												
現金及び現金同等物	1,379百万円												
現金及び預金勘定	2,658百万円												
預入期間が3か月を超える定期預金	202 "												
現金及び現金同等物	2,456百万円												

## (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日  
至平成22年6月30日)

## 1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	168,562,177
優先株式(株)	92,308,000

## 2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	224,624

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	1,563	74
合計		1,563	74

## 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

## 5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計、営業損失の合計額に占めるミュージック制作事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外売上高】**

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、財務情報の入手が可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、企画、制作した音源、映像などのコンテンツを様々な商品に加工し、その商品に適した販売ルートにより消費者へ提供しております。したがって、当社は、制作部門および販売ルートを基礎としたセグメントから構成されており、「市販/配信」部門および「特販/通販」部門の2つを報告セグメントとしております。

「市販/配信」部門は、企画、制作した音源、映像などのコンテンツに基づく商品を主に販売しております。「特販/通販」部門は、「市販/配信」部門が制作した音源、映像などのコンテンツを二次利用した商品を主に販売しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	市販/配信	特販/通販	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,479	549	3,029	850	3,879
セグメント間の内部売上高 又は振替高	58		58	43	102
計	2,538	549	3,088	894	3,982
セグメント利益	362	254	617	185	803

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、放送メディア事業、音楽著作権取得管理事業及び製造販売受託事業等を含んでおります。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	617
「その他」の区分の利益	185
セグメント間取引消去	7
全社費用(注)	646
その他の調整額	2
四半期連結損益計算書の営業利益	167

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
29.13円	30.04円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,589	1,452
普通株式に係る純資産額(百万円)	4,904	5,057
差額の主な内訳(百万円) 優先残余財産請求権によりA種優先株主に帰属 する額	6,060	6,060
A種優先株式の累積未払配当金相当額	360	360
新株予約権	74	90
普通株式の発行済株式数(千株)	168,562	168,562
普通株式の自己株式数(千株)	224	222
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	168,337	168,340

## 2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失 0.72円	1株当たり四半期純利益 0.65円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 0.65円

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期 連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期 連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は純損失 ( ) (百万円)	193	175
普通株主に帰属しない金額(百万円) (うち優先配当額)	( )	( )
普通株式に係る四半期純利益又は純損失( ) (百万円)	193	175
普通株式期中平均株式数(千株)		
普通株式	168,348	168,338
A種優先株式(普通株式転換後)	101,695	101,695
合計	270,043	270,033
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用い られた普通株式増加数の内訳(千株)		
新株引受権		
新株予約権		41千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権 (1種類、1,250個) 1,250千株 新株予約権 (18種類、3,840個) 3,840千株

2 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。



(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月31日

コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 西岡 雅 信 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北川 雄 基 郎 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコロムビアミュージックエンタテインメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上する等により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は年金受給権者に対し、適格退職年金制度に代えて一時払い選択の申込を依頼しそれに対する応募を受理した。その結果、退職給付債務が減少することにより第2四半期連結会計期間において、約8億円の特別利益を計上する見込みである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 6日

コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 西岡 雅 信 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北川 雄 基 郎 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコロムビアミュージックエンタテインメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。